

第10編 総括

目 次

1. 総 括	1
--------	-------	---

添付資料 場外モニタリング調査結果 全体のまとめ P.1 ~ P.6

総 括

1 業務の目的

岐阜市椿洞地内の産業廃棄物中間処分場で発生した不適正処分による周辺環境について、これまでの調査では環境基準等に適合しており、直ちに健康に影響を及ぼす状況ではないが、新たに地下水観測用のボーリング調査を実施するとともに、年間を通じてモニタリング調査を行い、今後の環境への影響を速やかに把握することを目的としたものである。

2 調査の項目

調査工種	調査の目的	評価対象とした基準	調査地点	調査地点の選定理由	
水	地下水	地下水の汚染状況の把握	環境基準・河川B類型基準・農業用水基準	現場直近に観測井戸を新規に設置 GW-1 GW-2 民家井戸 GW-3 GW-4	GW-1 場内からの旧谷筋 GW-2 原川流域の中央付近にて汚染の有無を確認するため、また周辺(GW-3-4)において比較を行う
	河川水	場内排水等による河川水汚染状況の把握	環境基準・河川B類型基準・農業用水基準	原川の上流RW-2-4・下流RW-5、湧水RW-1-3-6	排水の上流域、下流域、沢筋からの湧水を把握し、汚染状況を把握するため
	排水	場内排水による汚染源の把握	排水基準(参考値)	場内浸出水D-1 調整池排水D-2	場内から原川に放流される排水位置にて、汚染源を把握するため
	河川底質	場内排水による汚染源の把握	土壌汚染対策法・ダイオキシン特別措置法基準	場内排水の原川上流RS-1 下流RS-2	場内排水の原川の上流部と下流部により、汚染源を把握するため
土	土壌	大気汚染(焼却灰等)による周辺土壌の把握	土壌汚染対策法・ダイオキシン特別措置法基準	敷地境界付近S-1 周辺民地S-2	現場直近及び周辺にて状況を確認するため
大気	大気	場内に放置された廃棄物の汚染物質の飛散拡散状況の把握	環境基準	敷地境界A-1 周辺民地A-2	現場直近及び周辺にて状況を確認するため
	悪臭		岐阜市規制基準		
その他	米	周辺農作物の状況把握	食品衛生法基準等	現場周辺の3検体 他地区の3検体	現場周辺による検体と他地区との比較を実施するため

3 調査結果の総括

調査工種	基準項目	総括評価	今後の課題、その他事項	備 考
地下水	環境基準	実施した項目は、すべて地下水環境基準に適合していた。周辺への影響は、特にないと考えられる。	事業者による場内の自主撤去等により、今後、地下水への汚染影響が無いとはいき切れないため、次年度も継続観測を実施するのが望ましい。	評価詳細 P.3-25
	生活環境・監視項目	pHについては若干低い数値だが遊離炭酸によるものと考えられる。BOD等有機物汚染に関する項目については、問題となる数値は認められない。窒素は一般的な地下水と比較し比較的高い数値を示すが直ちに問題がある数値とは認められない。GW-2井戸に関してはDOが低い値で推移したが廃棄物由来とは断言できない。		
河川水	環境基準	実施した項目は、すべて河川環境基準に適合していた。ただし、原川の鉛については、参考のため濁水時に調査した結果、現場上流が0.006～0.036mg/L、下流が0.012～0.018mg/Lであった。これは、岐阜大学の調査発表を受け降雨後等濁流時に実施したものであり、濁水のSS(浮遊物質量)に含まれるものであった。	環境基準を評価するための方法に従って調査を継続していくとともに、周辺土壌との関連も調査を実施するのが望ましい。	評価詳細 P.4-40
	生活環境・監視項目	実施した項目について直ちに問題がある数値は認められない。SSに関して高濃度が観測されたが、不法投棄現場由来ではないと考えられる。		
排水	環境基準	実施した項目は、すべて比較参考とした排水基準に適合していた。排水の水質は、雨水が廃棄物層を通過した影響が認められる。特に鉛の調査においては、すべての調査回において検出されなかった。	参考値としての排水基準を満足していたものの、生産活動が行われていない事業場としてはBODや窒素濃度が高く検出されている。これは場内の廃棄物由来である可能性を含めて、次年度も継続観測を実施するのが望ましい。	評価詳細 P.5-16
	生活環境・監視項目	実施した項目はすべて比較参考とした排水基準に適合していた。		
河川底質	含有基準	実施した項目は、すべて比較参考とした土壌の含有量基準に適合していた。周辺への影響は特にないと考えられる。	本年度は比較的排水場所付近での底質調査だったが、原川は浅く流れもあるため底質が溜まりにくい状態であった。しかし、河川においてSS由来での鉛濃度検出があったため、次年度も継続して原川の底質測定を実施するのが望ましい。	評価詳細 P.6-5
	溶出基準	実施した項目は、すべて比較参考とした土壌の溶出量基準に適合していた。周辺への影響は特にないと考えられる。		
土壌	含有基準	実施した項目は、すべて土壌の含有量基準に適合していた。周辺への影響は特にないと考えられる。	河川においてSS由来での鉛濃度検出があったため、重金属類含有試験を中心に実施するのが望ましい。	評価詳細 P.7-5
	溶出基準	実施した項目は、すべて土壌の溶出量基準に適合していた。周辺への影響は特にないと考えられる。		
悪臭・大気	大気環境	二酸化窒素・二酸化硫黄・浮遊粒子状物質・一酸化炭素・ダイオキシン類について、春に実施した結果を含めて、大気環境基準に適合していた。また、周辺監視測定局と比べても数値に差異は認められない。周辺への影響は、特にないと考えられる。	場内からの影響を把握するため、次年度も継続して大気環境・悪臭観測を実施するのが望ましい。	評価詳細 P.8-30
	悪臭	特定悪臭物質22項目について、特定悪臭物質規制基準に適合していた。周辺への影響は、特にないと考えられる。		
米	カドミウム・鉛	現場周辺で収穫された玄米の鉛及びカドミウムについて調査を実施し、すべて食品衛生法等の基準に適合していた。また、同時に、現場以外の調査結果と比較したが、大きな差異は認められなかった。また、カドミウムは農林水産省が全国の調査を行った結果と比較し、平均的なものであった。	調査を実施した結果から、他地区の調査と大きな差異が認められなかったため、今後必要に応じて検査を実施するのが望ましい。	評価詳細 P.9-2